

議案第 134 号

渋川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 月 30 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(渋川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 渋川市職員の給与に関する条例(平成 18 年渋川市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号を次のように改める。

(1) 渋川市職員共済会(渋川市職員共済会に関する条例(平成 18 年渋川市条例第 40 号)に基づくものをいう。)の掛金、貸付金返済金その他支払金

第 2 条第 3 項第 3 号中「前号」を「前 2 号」に改める。

第 19 条第 2 項第 2 号ア中「片道」の次に「2 キロメートル以上」を加える。

第 23 条中「祝日法による休日(」を「祝日法による休日等(」に改める。

第 28 条第 3 項第 1 号中「12,000 円」を「1 万 2,000 円」に改める。

第 30 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 110」を「100 分の 105」に改め、同条第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 110」を「100 分の 105」に改める。

附則第 10 項第 2 号中「渋川市職員の修学部分休業に関する条例」の次に「(」を加える。

第 2 条 渋川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改め、同条第 3 項

中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改める。

第9条第1項中「第6条から第7条まで」を「第6条、第7条」に、「第15条から第16条」を「第15条、第16条」に改め、同条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じた改正及び条例の評価・見直しの審査結果に基づく改正を行うため、所要の改正をしようとするものである。

澁川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表  
 澁川市職員の給与に関する条例（平成18年澁川市条例第48号）の一部改正

（第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与の支払等）                      第2条（略）                      2（略）                      3 法第25条第2項の規定により、次に掲げるものは、給与の支払をする際、職員の給与から控除することができる。  <u>（1）澁川市職員共済会（澁川市職員共済会に関する条例（平成18年澁川市条例第40号）に基づくものをいう。）の掛金、貸付金返済金その他支払金</u>                      （2）（略）                      （3）<u>前2号</u>に定めるもののほか、市長が適当と認めるもの</p> <p>（通勤手当）                      第19条（略）                      2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。                      （1）（略）                      （2）前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）                      ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道<u>2キロメートル以上5キロメートル未満</u>である職員 2,000円                      イ～ス（略）                      （3）（略）                      3～8（略）</p> <p>（休日勤務手当）                      第23条 <u>祝日法による休日等（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては</u></p>	<p>（給与の支払等）                      第2条（略）                      2（略）                      3 法第25条第2項の規定により、次に掲げるものは、給与の支払をする際、職員の給与から控除することができる。  <u>（1）澁川市職員共済会に関する条例（平成18年澁川市条例第40号）第4条に規定する掛金、貸付金返済金その他支払金</u>                      （2）（略）                      （3）<u>前号</u>に定めるもののほか、市長が適当と認めるもの</p> <p>（通勤手当）                      第19条（略）                      2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。                      （1）（略）                      （2）前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）                      ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道_____5キロメートル未満である職員 2,000円                      イ～ス（略）                      （3）（略）                      3～8（略）</p> <p>（休日勤務手当）                      第23条 <u>祝日法による休日（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては</u></p>

、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(管理職員特別勤務手当)

第28条 (略)

2 (略)

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

(期末手当)

第30条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(規則で定める職員(第33条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 (略)

附 則

10 次の各号に掲げる給与の額の算出に当たっては、前項の規定は適用しない。

、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(管理職員特別勤務手当)

第28条 (略)

2 (略)

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

(期末手当)

第30条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130(規則で定める職員(第33条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては100分の110)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 (略)

附 則

10 次の各号に掲げる給与の額の算出に当たっては、前項の規定は適用しない。

(1) (略)

(2) 第14条、第25条、第37条、渋川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年渋川市条例第34号）第15条、渋川市職員の育児休業等に関する条例（平成18年渋川市条例第35号）第11条、渋川市職員の修学部分休業に関する条例（平成18年渋川市条例第36号）第3条及び渋川市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成18年渋川市条例第37号）第3条に規定する給与額

(1) (略)

(2) 第14条、第25条、第37条、渋川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年渋川市条例第34号）第15条、渋川市職員の育児休業等に関する条例（平成18年渋川市条例第35号）第11条、渋川市職員の修学部分休業に関する条例（平成18年渋川市条例第36号）第3条及び渋川市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成18年渋川市条例第37号）第3条に規定する給与額

**茨川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表**  
**茨川市職員の給与に関する条例（平成18年茨川市条例第48号）の一部改正**  
 （第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）            第30条（略）            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（規則で定める職員（第33条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。            （1）～（4）（略）            3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。            4～6（略）</p>	<p>（期末手当）            第30条（略）            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（規則で定める職員（第33条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。            （1）～（4）（略）            3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。            4～6（略）</p>

渋川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号）の一部改正

（第3条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は<u>次に掲げる</u>とおりとする。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 給与条例第4条、<u>第6条、第7条</u>、第11条から第13条まで、<u>第15条、第16条</u>、第18条及び第33条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第17条第1項、第28条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第1項中「医療職給料表（1）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（1）の適用を受ける職員、任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第28条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は<u>次の各号に定める</u>とおりとする。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 給与条例第4条、<u>第6条から第7条まで</u>、第11条から第13条まで、<u>第15条から第16条</u>、第18条及び第33条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第17条第1項、第28条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第1項中「医療職給料表（1）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（1）の適用を受ける職員、任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第28条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

## 渋川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号）の一部改正

（第4条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第17条第1項、第28条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第1項中「医療職給料表（1）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（1）の適用を受ける職員、任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第28条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第17条第1項、第28条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第1項中「医療職給料表（1）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（1）の適用を受ける職員、任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第28条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>